

令和7年度大野城市迷惑行為防止
アクションプラン年次報告書

令和8年8月

目 次

I 迷惑行為防止アクションプラン年次報告書概要

趣旨・構成 P 1 ～ 4

II 令和 7 年度の取り組みについて（報告）

1 迷惑行為防止アクションプラン（第 3 次）の強化施策(◆)および新たに 取り組む施策(★)について

強化施策(◆)①

地域猫への転換や猫譲渡の取組の促進 P 5. 6

強化施策(◆)②

自転車利用の街頭指導、警察との協力・連携 P 7. 8

強化施策(◆)③

ごみ収集ステーションパトロール、管理会社等関係機関との協力・連携
..... P 9

強化施策(◆)④

不法投棄禁止看板設置、監視カメラ試行設置 P 10

強化施策(◆)⑤

自転車放置禁止区域の指定

※令和 7 年度は検討段階のため報告事項なし

新規施策(★)①－ 1

ボランティアへの市民等参画の促進（まちぴか市民運動） P 11

新規施策(★)①－ 2

ボランティアへの市民等参画の促進（市民公益活動促進「プラットフォーム」） P 12. 13

新規施策(★)②

迷惑行為防止活動を行う団体の活動活性化のための支援 P 14

新規施策(★)③

迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会の実施 P 15

2 迷惑行為防止アクションプランの進捗状況（令和 7 年度）

〔迷惑行為防止アクションプラン（第 3 次）一覧表〕

I 迷惑行為防止アクションプラン年次報告書概要

1. 趣旨

「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」に定めた 13 項目（次頁参照）の迷惑行為をなくすため、大野城市迷惑行為防止基本計画（第 3 次計画）に基づき、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間で取り組む「迷惑行為防止アクションプラン（第 3 次）」を設定しました。

「アクションプラン」とは、計画で掲げた基本施策を具体的に実施していくための活動の内容やその成果の達成度を定めた迷惑行為防止活動の個別取組です。アクションプランでは、活動の項目及び成果の指標を定め、毎年度、その達成度を評価し、効果検証を行いながら、状況に応じ見直しを行っていきます。

進捗状況は毎年度「年次報告書」としてとりまとめ、大野城市迷惑行為防止推進協議会に諮り、PDCA サイクル（別図参照）により、次年度以降の取り組みの見直しにつなげていきます。

2 構成

本報告では、全 27 項目の「迷惑行為防止アクションプラン（第 3 次）」の進捗状況一覧と、27 項目中、強化及び新規施策について、取組内容及び成果、課題などを記載しています。

なお、指標の達成状況を、「○」、「×」、「—」で表すこととし、評価の基準については下記のとおりとしています。

○	目標達成
×	目標未達成
—	実施しておらず、判定を行っていないもの

条例に掲げた迷惑行為（１３項目）と施策実施担当課



- ①たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。
【循環型社会推進課】



- ②飼い犬や飼い猫のふんを放置する。
【循環型社会推進課】



- ③自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。
【生活安全課】



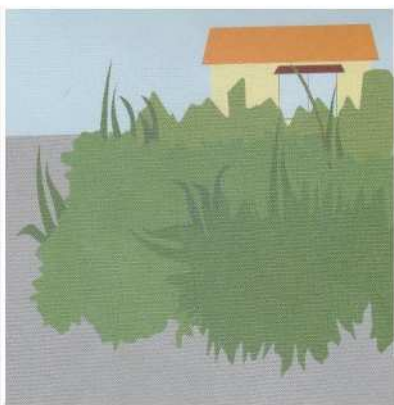
- ④通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。
【建設管理課】



- ⑤塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。
【生活安全課、公園街路課】



- ⑥ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。
【循環型社会推進課】



⑦あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。
【生活安全課】



⑧深夜に大声で騒ぐ。
【生活安全課】



⑨生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。
【建設管理課】



⑩飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。
※飼い主のいない猫を減少させるための地域猫活動は除く。
【循環型社会推進課】



⑪テレビや家具等を不法投棄する。
【循環型社会推進課、公園街路課、建設管理課】

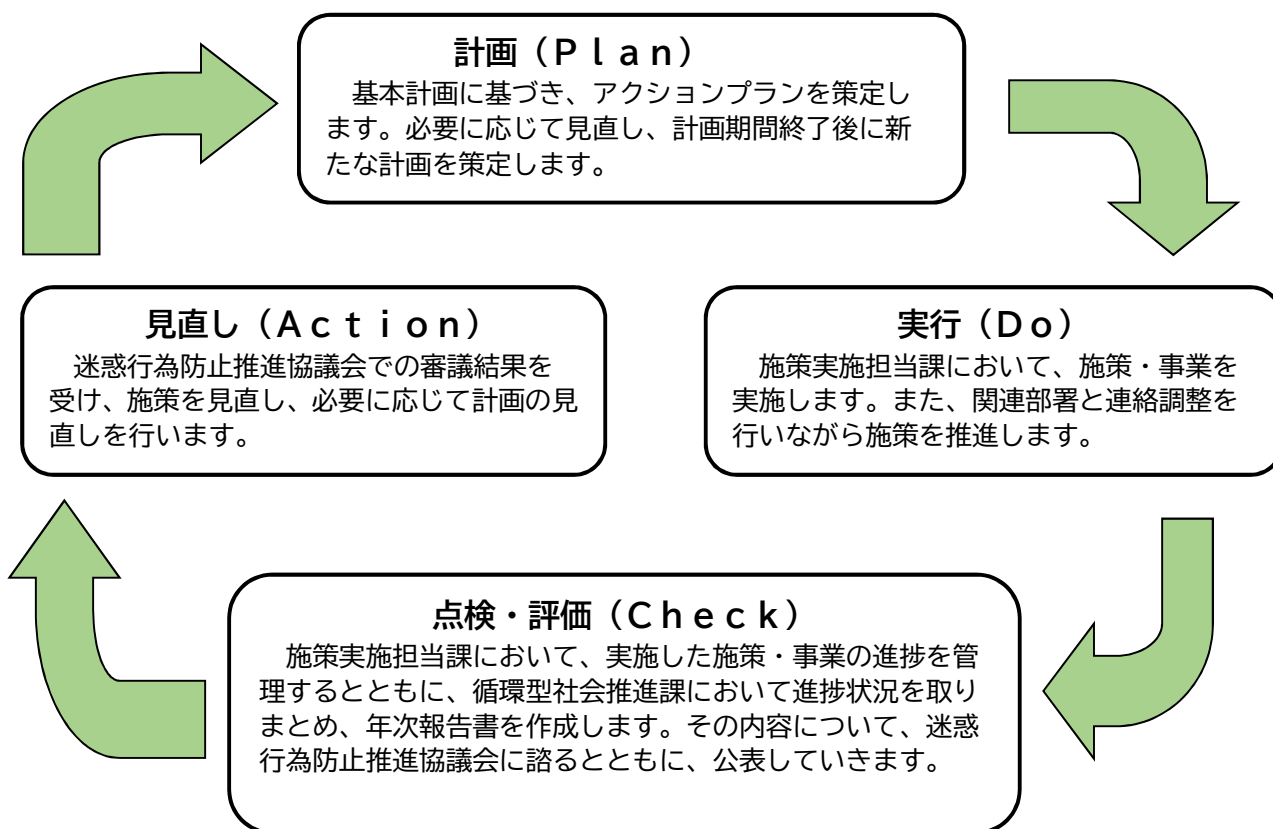


⑫家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。
【循環型社会推進課】



⑬自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。
【生活安全課】

別図 PDCAサイクル（基本計画から抜粋）



強化施策(◆)① 地域猫への転換や猫譲渡の取組の促進

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

飼い主のいない猫を管理する地域猫活動等の団体への転換支援を行う。また、飼い主のいない猫を飼い主希望者へ譲渡していく。（循環型社会推進課）

成果指標結果：×（目標未達成）

- 成果指標『苦情数を18件以下（過年度平均19件から5%減）』
 - 猫に関する苦情数 19件（内訳 飼い猫や無責任な餌やりに起因する糞尿被害、地域猫活動についてなど）

取組内容と成果（令和7年度） ※過去5年間の成果は裏面参照

地域猫団体への支援

- 団体立ち上げの際に、活動地域との合意形成を図るための周知啓発活動や、勉強会を開催。
 - 新規登録団体：1団体（登録団体総数：14団体、令和7年度末現在：13団体活動中）
- 地域猫活動費用で最も高価である不妊去勢手術費用を支援するため、協力病院で使用可能な不妊去勢手術券を交付。（全額助成）
 - 不妊去勢手術実施頭数：56頭（過去5年間実施頭数：201頭）
- 不妊去勢手術費用を支援するため、「公益財団法人どうぶつ基金」が実施している費用助成を活用。（全額助成）
 - 不妊去勢手術実施頭数：0頭（過去5年間実施頭数：190頭）
- 活動時に着用する腕章貸与や、活動場所を示す看板設置など物資の支援。
- 団体間の交流機会を設けるため、情報交換会を開催。

飼い主のいない猫の譲渡

- 一社）福岡ねこものの会が実施している猫の譲渡会の後援を実施。
 - 猫の譲渡会開催数：7回
譲渡会にて面会が決まった猫の内15頭が里親決定し譲渡済み（過去5年間譲渡数：139頭）

その他

- 広報紙（9月1日号）・ホームページ「かわいそうな猫を増やさないために（地域猫活動）」で地域猫活動に関する周知啓発の実施。

課題

- 猫の糞尿被害の相談件数は依然として減少傾向には至っていない
- 団体が管理する地域猫の未手術猫については、手術の実施を継続して進めていく必要がある

今後の予定・方針

- 猫に関する相談が多い地区と連携して、周知啓発の回覧や勉強会を実施。無責任な餌やりの減少と、地域猫活動に関心を持つ人材増加を通して地域猫活動への転換を進める。
- 引き続き団体へ手術券を交付し、未手術猫を減らす。

地域猫活動団体一覧

認定地区		活動グループ名	活動拠点	認定		当初頭数	地域猫頭数 R8.3末現在	未手術頭数 R8.3末現在
No.	地区			年度	年月日			
1	乙金区	れすきゅーねご隊	さくらの森公園	R2	令和3年1月21日	約30頭	40頭	4頭
2	南ヶ丘1区	クローバー	日の浦池公園	R2	令和3年2月26日	約23頭	14頭	0頭
3	牛頸ダム及び つつじヶ丘区	牛頸ダム猫の会	牛頸ダム	R2	令和3年2月26日	約40頭	54頭	0頭
4	上筒井区及び 土筒井区	にゃんと地域猫	新川緑地	R3	令和3年4月1日	約18頭		
5	南ヶ丘1区	にゃん友クラブ	南ヶ丘1区内:5箇所	R3	令和3年9月15日	約18頭	23頭	3頭
6	白木原区	中央地域猫見守り隊	中央コミュニティセンター	R3	令和3年12月22日	3頭	17頭	4頭
7	栄町区	栄町人とねこの幸せの会	栄町区内:3箇所	R4	令和4年4月8日	約25頭	26頭	2頭
8	月の浦区	ねことものの会月の浦チームA	月の浦緑地 石坂公園周辺	R4	令和5年3月28日	約9頭	12頭	1頭
9	若草区及び 月の浦区	若月ねこボランティア	月の浦近隣公園	R5	令和5年7月11日	約10頭	3頭	0頭
10	牛頸区	牛頸猫の会	牛頸区内:2箇所	R5	令和5年8月30日	約14頭	9頭	1頭
11	山田区	Teamハナミズキ	山田区:3箇所	R6	令和6年7月31日	約20頭	13頭	3頭
12	平野台区	平野台はびねこ部	平野台区:3箇所	R6	令和6年9月24日	約10頭	25頭	10頭
13	つつじヶ丘区	つつじヶ丘地域猫	つつじヶ丘区:3箇所	R6	令和6年10月29日	約20頭	20頭	12頭
14	上筒井区	ねことものの会御笠川チームB	上筒井区(御笠川2丁目の一部)	R7	令和8年1月13日	約10頭	12頭	2頭
合計							268頭	42頭

R5解散

不妊去勢手術頭数内訳※ (市・どうぶつ基金手術券使用分)

年度	手術頭数 (市)	手術頭数 (どうぶつ基金)
R3	32頭	72頭
R4	39頭	70頭
R5	33頭	29頭
R6	41頭	19頭
R7	56頭	0頭
合計	201頭	190頭

譲渡会開催回数及び譲渡頭数

年度	開催回数	譲渡頭数
R3	5回	8頭
R4	6回	28頭
R5	9回	47頭
R6	8回	41頭
R7	7回	15頭
合計	35回	139頭

※どうぶつ基金手術券について、R3、R4についてはどうぶつ基金の取組み強化年度として全体の受け入れ件数が多かったので手術頭数も多くなっている。

※R5については「多頭飼育崩壊救済」としての手術頭数15頭を含む。

強化施策(◆)② 自転車利用の街頭指導、警察との協力・連携

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

警察や大野城市交通安全指導員会と連携して、「自転車安全利用五則」に関する周知を徹底し、自転車の交通ルールやマナーを向上させるための啓発活動を行う。（生活安全課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『大野城市の自転車関連交通事故件数 91 件以下(過年度平均 96 件から 5 %減)』
 - 自転車関連交通事故件数 82 件

近年の社会動向

- 自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和5年4月1日）
- 道路交通法改正に伴う自転車罰則の強化（令和6年11月1日）
「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転及びほう助」が新しく罰則に追加
※以前は酒酔い運転のみが適用されていたが、現在は車同様に酒気帯び（呼気検査 0.15 以下）も適用される。また、自転車や酒類の提供者も罰則の対象となる。
- 自転車等への交通反則通告制度（通称「青切符」）が導入（令和8年4月1日）
※交通反則通告制度とは、自転車の交通違反に対して車やオートバイと同様反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰が科されない制度。

取組内容と成果（令和7年度）

- 交通安全指導員及び警察と連携した街頭啓発活動を3回実施

日時	場所	内容
7月14日(月)	JR 大野城駅、西鉄下大利駅、イオン大野城店、マックスバリュ御笠川店	自転車安全利用に関するチラシと啓発グッズを配布
9月29日(月)	同上	
12月17日(水)	同上	

※4月14日（月）に実施予定分は雨天により中止。

- 自転車安全利用5則記載の横断幕を市内小中学校（全15校）、筑紫中央高校、市内駐輪場（7箇所）に設置
- ホームページで呼びかけ
「自転車の交通ルール（自転車安全利用五則など）を守りましょう（令和6年11月1日より罰則強化）」
- 広報紙で呼びかけ
春・夏・秋・年末の交通安全県民運動（4月1日号、7月1日号、9月15日号、12月1日号）

課題

- 令和8年4月1日に導入された交通反則通告制度（通称、青切符制度）を含めた交通ルールや交通マナーの周知

今後の予定・方針

- 交通反則通告制度を含めた交通ルールや交通マナーに関して、警察や交通安全指導員と連携し、周知啓発を実施していく。



強化施策(◆)③ ごみ収集ステーションパトロール、管理会社等関係機関との協力・連携

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

不法投棄・散乱ごみ監視のため、市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールする。悪質な不法投棄等は、警察への通報等や、追跡指導を行う。（循環型社会推進課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『家電4品目不法投棄通報件数 14件以下（過年度平均16件から10%減）』
 - 通報件数 0件

取組内容と成果（令和7年度）

- 平日1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施
- 不法投棄多発地区を月2回特別巡回。悪質なものは、警察への通報等や追跡指導を実施。
 - 実施回数227回（内訳 パトロール203回、特別巡回24回）
 - パトロール時指導件数11件
 - 悪質な不法投棄への通報・追跡指導2件
- 広報紙（6月1日号）・ホームページ「不法投棄は犯罪です」で不法投棄は犯罪であること、罰則に関すること、警察と連携し厳しく対応することについて周知啓発を実施。

課題

- 不法投棄は市内全域、時間帯を問わず発生する可能性があり、対策が非常に困難。
- 不法投棄されたごみは土地の管理者に処分責任が生じるため、誰もが被害者になる可能性がある。
- 不法投棄は犯罪行為。捜査協力など警察との連携が必須。

今後の予定・方針

- 今後も案件ごとに個別対応を行う。併せて、不法投棄が犯罪であることの周知徹底を継続していく。
- 現在は警告が効果を上げているが、警告のみでは効果が無くなる恐れがあるため、警告後も警察と連携し監視は厳しく行う。

強化施策(◆)④ 不法投棄禁止看板設置、監視カメラ試行設置

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

市内を巡回し、家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に「不法投棄禁止看板」や監視カメラを設置する。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：×（目標未達成）

- 成果指標『不法投棄発生件数 38 件以下（過年度平均 42 件から 10%減）』

➢ 件数 42 件（内訳 道路 12、公園 28、その他 2）

※内容：液晶モニター、電子レンジ、扇風機、自転車、タイヤ、傘、金物など

取組内容と成果（令和7年度）

循環型社会推進課

- 不法投棄看板の設置、劣化した看板の確認と撤去

➢ 計 13 件（新規設置 1 件、交換 2 件、撤去 10 件）

※看板の撤去については、主にダム周回道路の老朽化したものを対象に実施した。今後も不法投棄の可能性は懸念されるため、継続してパトロールを行い、必要に応じて新規設置を行う。

- 不法投棄多発地区を月 3 回特別巡回。悪質なものは、警察への通報等や追跡指導を実施。

➢ 特別巡回 36 回実施

➢ 悪質な不法投棄への通報・追跡指導 2 件

- 広報紙（6 月 1 日号）・ホームページ「不法投棄は犯罪です」で不法投棄は犯罪であること、罰則に関すること、警察と連携し厳しく対応することについて周知啓発を実施。

公園街路課

- 牛頸ダム周辺のいこいの森公園は、指定管理者により毎日 2 回（朝・夕）のパトロールを実施。

- 年 3 回、公園の巡回を実施。

建設管理課

- 牛頸ダム周回道路など、毎月巡回を実施。

課題

- 不法投棄は昼夜問わず発生する可能性があることから現場を押さえることが困難である
- 効果が一時的である（看板が劣化していると、巡回が少ないエリアだと判断され逆効果となることもある）
- いたちごっこになる可能性が高い（看板設置箇所とは別の箇所に不法投棄する）
- 直接的な指導よりも効果が薄い

今後の予定・方針

- 通報者や近隣住民にも監視や車両番号の確認について協力を要請する
- 不法投棄物の内容や車両番号から投棄者が判明すれば警察と連携し直接的な警告を行う
- 必要に応じ、監視カメラの設置について検討する

施策(★)①-1 ボランティアへの市民等参画の促進（まちぴか市民運動）

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちぴか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う。（循環型社会推進課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『年間登録者 100人以上』
 - 年間登録者数 124人（5団体 19人、個人105人）
累計 4,644人（774団体 3,591人、個人1,053人）※R8.3月末時点

取組内容と成果（令和7年度）

- PR活動4回
 - ① まちぴか市民運動統一行動
 - ② 御笠川・牛頸川・平野川フェスタ
 - ③ 大文字まつり
 - ・PRブースの設置
 - ・新たな取り組みとして「親子でまちぴかごみ拾いタイム」を実施
58名の親子が参加
 - ④ 広報媒体（広報10月1日号、ホームページ、市民公益活動「まどぶら」など）
 - ⑤ 市職員によるボランティア清掃活動の実施
- 市内事業所へチラシ配布 1769件※R8.3月末時点
- まちぴか市民運動登録団体・市民にグッズを提供し活動支援を行った。

課題

- 一定の成果は出ていると考えるが、引き続き周知啓発を図り、市内全体へ広げる必要がある。

今後の予定・方針

- 周知啓発により、まちぴか市民運動の活性化を図り、市民のマナーアップへの意識向上や地域の安全性向上につなげていく。





「親子でまちぴかごみひろいタイム」の様子

みんなあつまれ!!!
まちぴか市民運動統一行動
10月18日(土)午前9時～10時10分
 集合場所 **イオン乙金ショッピングセンター迷路広場**
 OR
大野城市役所まどか広場
 ※2拠点で開催します。参加しやすい会場にお越しください。
 ※小雨決行
 中止の場合は当日8時までに市ホームページに掲載します。⇒

参加方法

- 受付(8:30から)は集合場所で午前9時までに済ませてください。
- 集合場所で受付用紙にご記入ください。(事前申込不要)
- 団体でご参加頂く場合には、参加者名簿をご持参頂ければ受付がスムーズです。

まちぴか市民運動ってなに?

道路や公園など、みんなで使う場所を「できる時に・できる範囲で」行うボランティア清掃活動です!
 普段は市役所やイベントなどで登録者募集をしています!

もちもの

- 飲み物・軍手
- 火ばさみ(持っている人)

※参加者は自分の持ち物は持ち帰りますので、できるだけお持ちください。

参加すると

- 参加費として「特製まちぴかタオル」をプレゼントします!
- 活動日にも新規登録を受け付けます!
- 登録者には、火ばさみや軍手などのお掃除グッズを配布します。
- この機会に一緒にまちをまちぴかにしましょう!

統一行動ってなに?

まちぴか市民運動には4,539人が登録しています。
 (令和7年9月1日現在)
 今年はイオン乙金ショッピングセンター周辺及び大野城市役所周辺の清掃活動を統一行動として実施いたします!
 ごみのないきれいなまちは、子育てのしづらいまちづくりにつながります!ぜひご参加ください!

(主催・問い合わせ) 大野城市環境型社会推進課 092-580-1887

「まちぴか市民運動統一行動」

- ・ まちをきれいにする市民運動の意識の共有と気運の高まりを図ることを目的に、登録者が一同に会し一斉清掃を行うイベントで、平成 29 年から実施。
- ・ コースに分かれてゴミを拾いながら歩くクリーンウォーク。
- ・ これまで南、中央、北地区において実施しており、令和7年度は東地区のイオン乙金ショッピングセンター周辺・市役所周辺の2拠点で開催。
- ・ 当日はあいにくの小雨だったが、2会場 95 名に参加いただき、9 袋(30kg)のゴミを回収できた。



イオン乙金ショッピングセンター周辺

大野城市役所周辺

新規施策(★)①-2

ボランティアへの市民等参画の促進（市民公益活動促進「プラットフォーム」）

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

市民公益活動促進「プラットフォーム」で、迷惑行為防止活動を行う団体の登録団体数及び参加者数を増やしていく。（循環型社会推進課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『市民公益活動促進「プラットフォーム」に登録された活動への参加者数が前年参加者数以上（総数）』
 - 令和7年度参加者数 43,656 名（令和6年度 37,074 名）

取組内容と成果（令和7年度）

- 迷惑行為防止活動団体 46 団体のうち 26 団体が市民公益活動促進「プラットフォーム」に登録
- 迷惑行為防止活動推進地区団体（条例 13 項目中「ごみのポイ捨て」「ペットのふん放置」防止活動団体向け）の情報交換会で「プラットフォーム」についての協議の場を設け、既に登録している団体から活用状況やメリット・デメリットについて団体間で情報交換を行った。また、参加していない団体へも報告書を送付し、情報共有を行った。
- 未登録団体への個別の声掛けを行った。

課題

- 登録割合は全団体の 57% となっており、更なる促進を図る必要がある。

今後の予定・方針

- 対象団体への個別対応等の支援を行い、団体登録や制度の利活用が更に進むよう促す。
- 市民等参加者の増加に継続して取り組む。

育てよう
まちを支える新しい力!
広げよう『まどぷらのWa』
大野城市
市民公益活動促進プラットフォーム

市民公益活動促進プラットフォームとは

市民公益活動促進プラットフォーム（以下「PPF」と表記。）とは、市内で行われている市民公益活動の見える化や活動への参加促進、活性化を実現する目的で設置するもので、市民公益活動を行う団体や参加する市民が「共通」で利用する「基盤」となる仕組み＝プラットフォームです。

○ PPFの三つの仕組み

PPFは、柱となる「三つの仕組み」で構成しています。これら三つの仕組みを連携して活用することで、「公益活動の好循環」を生み出すことを目指します。

【仕組み1】：総合ポータルサイト
インターネットを使って市民公益活動に関する情報をまとめて提供する情報の入り口となるもので、市民と公益活動団体をつなぐ仕組みです。

【仕組み2】：ポイント制度「まどぷらWa」
市民公益活動に参加するとポイントがもらえる制度で、活動参加のきっかけづくりややりがいを感じさせる仕組みです。

【仕組み3】：プラットフォーム連携会議
市民公益活動団体同士の連携・交流の場となるもので、活動団体同士が、つながり共に成長していくための仕組みです。

＜市民公益活動とは＞
「市民自らが主体的かつ自発的に行う非営利の活動で、公益の増進に寄与する活動」です。分かりやすく言い換えると「市民が、お互いに関心を持ち、協力し合いながら、住みよい大野城市をつくるための活動」とも言えます。営利目的の活動、政治・宗教活動などは市民公益活動にはあたりません。

＜市民公益活動団体とは＞
「公益財団、NPO、ボランティア団体等の他の団体で、市内に活動拠点が有り、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体」です。

大野城市市民公益活動促進プラットフォーム
ボランティア団体
大募集!!!
登録無料

総合ポータルサイトを活用して、
ボランティアさんを募集しよう!!

例) 毎月一箇地域の清掃に取り組みたいです。
一緒に地域をキレイにしませんか? 参加者募集!

総合ポータルサイトを使って出来る事一瞥

・団体の情報を広く発信することが出来ます。
・運営に協力してくれる人の広がりが期待できます。
・単独でのサイト開設よりも手間や費用の軽減が図れます。
・他分野の団体との交流で、連携による可能性が広がります。
・団体に対する支援が期待できます。

総合ポータルサイトは <http://nagor-nagor-nagor.info/> よりご覧いただけます。
QRコードは総合ポータルサイトにアクセスできます。

問い合わせ
まどぷらバス
大野市役所
大野市役所
大野市役所

パートナーシップ活動支援センター
南地区 ☎(596)0886 中央地区 ☎(573)3127
東地区 ☎(504)1428 北地区 ☎(513)0099
「プラットフォーム管理運営」NPO法人共善のまち大野城

新規施策(★)② 迷惑行為防止活動を行う団体の活動活性化のための支援

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

市民公益活動促進「プラットフォーム」を活用し、迷惑行為防止活動を行う団体の発信ツールを整備する。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート「地域等へのPRに効果的」50%以上』
 - 「地域等へのPRに効果的」95%

取組内容と成果（令和7年度）

- 市民公益活動促進「プラットフォーム」へ団体の活動内容及びPR掲載団体数 21 団体
- 迷惑行為防止活動推進地区団体（条例 13 項目中「ごみのポイ捨て」「ペットのふん放置」防止活動団体向け）の情報交換会で「プラットフォーム」についての協議の場を設け、既に登録している団体から利活用についての状況報告を行うなど団体間で情報交換を行った。また、参加していない団体へも報告書を送付し、情報共有を行った。
- 未登録団体への個別の声掛けを行った。

課題

- 活動内容及びPR掲載団体については、全体の 46%となっており、更なる促進を図る必要がある。

今後の予定・方針

- 対象団体への個別対応等の支援を行い、団体登録や制度の利活用が更に進むよう促す。

新規施策(★)③ 迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会の実施

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

迷惑行為防止活動を行う団体が効果的な活動を実施できるよう、各団体間の情報交換を支援する。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『情報交換会アンケート「参考となった」割合 50%以上』
 - 「参考となった」割合 83%

取組内容と成果（令和7年度）

- 情報交換会実施（2回）
 - ① 地域猫活動団体向け：9団体参加、令和7年12月23日開催
〈内容等〉
 - ・大野城市地域猫活動支援事業の報告（令和6年度実績・令和7年度途中経過）
 - ・地域猫活動に関する連絡事項
 - ・福岡ねこものの会による譲渡活動等の紹介
 - 団体同士の交流を図るいい機会となった。
 - アドバイザーとして県内の複数の地域で活動を行っている「福岡ねこものの会」に参加いただき、譲渡等のアドバイスや経験談を共有することで意識の向上を図った。
 - ② 条例13項目中「ごみのポイ捨て」「ペットのふん放置」防止活動団体向け
：15団体参加、令和7年12月23日開催
(活動団体アンケートの「情報交換会で話したいテーマ」において、上位2項目の活動団体との情報交換会)
〈内容等〉
 - ・市の施策紹介
 - ・グループワーク
 - 出された意見
 - 「ゴミ・タバコの吸い殻のポイ捨てについて、看板・カメラ・ライト等の設置が効果的ではないか」
 - 「ペットのふん放置については、犬のフンの回収袋を配布してはどうか」など
 - ・自団体の特色・工夫していることについて
 - ・ポイント制度「まどかぷらっと」の活用について
 - 「ごみのポイ捨て」「ペットのふん放置」について、各班に分かれ、地域や団体での課題と対策を、事前アンケートによる不参加団体の意見や市の施策等も参考にしながら、話し合い発表を行った。
 - 特色ある団体の取組や市民公益活動促進「プラットホーム」についての活用状況等を共有した。

今後の予定・方針

- 今回の実施内容を基に、今後の効果的な活動につながる内容の検証を行い、次年度以降の内容を決めていく。

 福岡ねこものの会による譲渡活動等の紹介

保護猫譲渡会

大野城市と大野城市動物愛護センター
11:30~15:30
福岡ねこものの会
大野城市

4月26日 9時~12時
5月24日 9時~12時
6月14日 9時~12時
7月26日 9時~12時
9月27日 11時~15時
11月15日 9時~12時
2026年 3月28日 9時~12時

- ・ 猛暑である8月、冬季(12~2月)を除き県内各地で譲渡会を開催
- ・ 大野城市では、大野城市まどかびあ市役所側北入口にて実施
今年度は7回開催予定(内6回済)
- ・ 大野城市次回開催予定日
令和8年3月28日(土)

令和7年度保護猫譲渡会チラシ

Q. 譲渡会に参加するにはどうしたらいいの？

A. 地域猫を保護猫として、新しい飼い主へ譲渡できる状態にしておく必要があります。
また、里親候補者にも譲渡条件があります。(別紙参照)

譲渡できる状態とは・・・

- ① 自宅(屋内)で管理し、人との暮らしを慣れさせる。
また、トイレのしつけを行う。
- ② 病院でウイルス検査・治療(猫エイズや皮膚病、寄生虫等)
- ③ 先住猫がいる場合は、当初は部屋を分け徐々に触れ合う機会を設けるなど、ストレスのない環境づくりに配慮する。

地域猫活動団体向け情報交換会 譲渡活動紹介スライド



御笠川・牛頸川・平野川フェスタ

イエローカード作戦
チョークマーキング

- ・ フンの周囲にカードを設置⇒
- ・ フンをチョークで囲み、日付を記入⇒
- ・ 各々1週間毎に確認し、新たなフンが2週間発生しなくなるまで続ける

※視覚的な警告で、「迷惑している住民がいる」というメッセージを伝え、飼い主のモラルに訴える

「ごみのポイ捨て」「ペットのふん放置」防止活動団体向け情報交換会の様子、市の施策紹介スライド

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	アクションプラン 実施課					アクションプラン 推進行機					迷惑行為防止アクションプラン (第3次)	活動項目(R7年度)	成果指標(R7年度)	達成状況(R7年度) ○:目標達成 ×:目標未達成 一実施してあらず、判定を行っていないもの														
11	方針1	No.1	ごみ減量やリサイクルを学ぶ機会の確保		小学生に教材等を配布することにより、本市のごみの現状やごみ減量・リサイクルについて学ぶ機会を提供するとともに、市民のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図ります。					教育支援課					⑥ごみ出◆					小学校4年生を対象に小学生用ワークブックを配布することにより、本市のごみの現状やごみ減量・リサイクルの施策を学習する機会を作る	全小学校4年生に小学校用ワークブックを配布し、活用状況等に関するアンケートを実施 ・実施校10校（10校中）	小学生用ワークブックの活用状況等に関するアンケートにおいて、生徒の理解・意識が向上したと回答した学校数7校以上 ・生徒の理解・意識向上10校（10校中）	○										
12	方針1	No.2	社会マナーを守れる人材育成・教育活動		学校での取組を始めとした環境保全のための教育等を通し、社会マナーを守れる人材を育てていきます。					教育支援課		①ポイ捨て◆	②ふん◆		⑤落書		⑧大声		⑪不法投棄◆		環境保全及び社会的マナーに関する学習を実施する	年間1～3回、1時間の学習を実施 ・実施校15校（15校中）	生徒へのアンケートで理解度60％以上 ・理解度 小学校97.6%、中学校97.8%	○									
13	方針1	No.3	交通安全教育の充実		各学校で実施する交通安全教育を充実させ、交通マナーの向上と交通事故の防止に努めます。					生活安全課					③自転車（運転）◆	④自転車（駐輪）◆				小学4年生及び中学1年生に対して交通安全教室（自転車安全運転講習）を開催する	全小・中学校における交通安全教室の実施（各校年1回） ・実施校15校（15校中）	・小学生：筆記テストを実施し、平均点70点以上 平均95.7点 ・中学生：アンケートを実施し、理解度70％以上 理解度80.1%	○										
14	方針1	No.4	他人を思いやる心や規範意識向上のための教育活動		心の教育フェスティバル、心の教育の公開授業等を通して、他人を思いやる心や規範意識の向上を図るとともに、自尊感情を高める教育活動を実施します。					教育支援課		①ポイ捨て◆	③自転車（運転）◆	④自転車（駐輪）◆	⑤落書		⑧大声	⑩餌やり◆	⑬自動車走行	心の教育フェスティバルを開催し、他人を思いやる心や規範意識の向上を図る	年1回開催 ・参加者数394名	・全国学力学習状況調査の規範意識についての項目の理解度が60％以上 小学校97.6%、中学校97.8% ・思いやりの項目の理解度が75％以上 小学校94.1%、中学校90.3%	○										
15	方針1	No.5	市民意識とモラル向上のための啓発活動		全ての迷惑行為について、ホームページや出前講座、市広報やSNS、イベント等を通じ、市民意識とモラル向上のための啓発を推進していきます。					生活安全課	建設管理課	公園街路課	産業振興課	教育支援課	都市計画課	その他の全課	①ポイ捨て◆	②ふん◆	③自転車（運転）◆	④自転車（駐輪）◆	⑤落書	⑥ごみ出◆	⑦雑草	⑧大声	⑨道路越境	⑩餌やり◆	⑪不法投棄◆	⑫野外焼却	⑬自動車走行	迷惑行為についてホームページ及び広報紙に掲載するとともに、大型商業施設、主要駅等で街頭啓発を行う	・ホームページ掲載 掲載有（迷惑行為について、自転車関係） ・広報への掲載 11回（6/1号：不法投棄禁止、7/15号：迷惑行為について、8/1号：樹木の道路越境関係、9/1号：犬猫の飼い方・無責任な餌やりについて、10/1号：まちびか市民運動について、11/1、11/15号：野外焼却について、4/1、7/1、9/15、12/1号：自転車関係） 外国人のための大野城市生活情報ガイドブックへ生活上のマナー（ポイ捨て禁止等）について掲載 ・街頭啓発の実施 3回（自転車関係）	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（迷惑行為が前年以上減少）75％以上 ・92%	○
15②	方針1	No.5	市民意識とモラル向上のための啓発活動		全ての迷惑行為について、ホームページや出前講座、市広報やSNS、イベント等を通じ、市民意識とモラル向上のための啓発を推進していきます。														⑫野外焼却	せん定枝等の屋外焼却による苦情を減らすため、広報での周知啓発及び通報等があった案件に対し、焼却者への指導を行う	・広報への掲載 1回（11/15号） ・指導実施 指導件数6件（延べ）	苦情数8件（過年度平均）以下 ・8件 R1：7 R2：7 R3：7 R4：14 R5：4	○										

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	アクションプラン										アクションプラン										迷惑行為防止アクションプラン(第3次)	活動項目(R7年度)	成果指標(R7年度)	達成状況(R7年度) ○:目標達成 ×:目標未達成 ※実施してあらず、判定を行っていないもの
16	方針1	No.6	ごみ出しルールの周知、マナーの向上		ごみの正しい出し方を毎年全戸に配布し、転入者へも配布することで、ごみ出しルールを広く周知し、マナーの向上を図ります。																					ごみの正しい分別方法やごみ出し日時を記載した「ごみの正しい出し方」を毎年全戸に配布し、転入者へも配布（外国人には外国語版を配布）することで、ごみ出しルールを広く周知し、ごみ出しマナーの向上を図る	「ごみの正しい出し方」を全戸配布、また、公民館やコミュニティセンターに予備を常備 ・全戸配布方法 広報3/15号に折り込み ・外国人への周知方法 転入手続きの際に外国版を配布 ・その他周知活動 ホームページ、SNS、出前講座等	ルール違反の未収集ごみが1540袋（過年度平均）以下 ・1231袋 R 1：1426 R 2：1744 R 3：1652 R 4：1477 R 5：1401	○
17	方針1	No.7	環境美化意識の向上のための取組		事業者や団体等に対し、御笠川・牛頸川・平野川フェスタ等への参加を呼びかけ、環境美化に関する意識の向上を図ります。																					実行委員会と御笠川・牛頸川・平野川フェスタを開催し、環境美化意識の向上を図る	チラシを全戸回覧及び市内全小中学校生徒への配布、優良事業所等への訪問（呼びかけ） ・優良事業所へ周知186件 ・チラシを全戸回覧及び市内小中学校全児童生徒へ配布 ・フェスタ11/2開催 参加者計369名 収集ゴミ470kg	フェスタ参加者に対するアンケート 「（とても）よかった」との回答75%以上 ・81%	○
21	方針2	No.1	校外美化活動への支援		小中学校に環境美化用袋を配付し、拾い集めたごみを回収して、校外美化活動への支援を行います。																					小中学校に環境美化用袋を配付し、拾い集めたごみを回収する	ごみ収集量 ・63袋（330kg）	実施校1校以上 ・1校（御笠の森小学校）	○
22	方針2	No.2	地域ボランティア活動の表彰等		地域ボランティア活動について、ホームページ及び市広報で紹介するとともに、功労のあった団体等や個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行います。																					地域ボランティア活動について、ホームページ及び広報で紹介するとともに、功労のあった団体、個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行う	広報への掲載、表彰の実施 ・広報掲載1回（5/15号） ・表彰6団体（地域ボランティア表彰）	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（ボランティア活動を有意義に感じる割合）75%以上 ・92%	○
23	方針2	No.3	地域猫への転換や猫譲渡の取組の促進	◆	飼い主のいない猫への無責任な餌やりやの減少やふん尿等による被害の軽減に向け、飼い主のいない猫を管理していく地域猫への転換や猫譲渡の取組を進めていきます。																					飼い主のいない猫を管理する地域猫活動等の団体への転換支援を行う。また、飼い主のいない猫を飼い主希望者へ譲渡していく	・地域猫活動を希望する団体の新規認定等の実施 1団体認定 ・猫の譲渡会を実施（後援） 延べ7回 譲渡猫15匹	苦情数を18件以下（過年度平均19件から5%減） ・19件 R 1：11 R 2：18 R 3：18 R 4：28 R 5：20	×
24	方針2	No.4	迷惑行為防止活動を行う団体への物資及び活動支援		迷惑行為防止活動を行う団体に対して、物資の配布等の活動支援を行います。																					迷惑行為防止活動を行う団体に対して、団体活動の円滑化のため 物資の配布を行う	迷惑行為防止活動を行う団体へ活動物資を提供 ・提供団体数11団体 ・提供品目：草刈機用替え刃・燃料、松葉ほうき、啓発用のぼり旗、団体用帽子・ベスト・腕章、安全灯用電池等	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（活動の一助となっている割合）75%以上 ・100%	○
25	方針2	No.5	ボランティアへの市民等参画の促進	★	迷惑行為防止活動に取り組むボランティアの参加者を増やし、迷惑行為を減らす社会の実現に向け、市民等の参画を促す取組を行います。																					ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちびか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う	まちびか市民運動のPR活動実施 ・PR活動4回 ・PR方法 まちびか市民運動統一行動、御笠川・牛頸川・平野川フェスタ、大文字まつり、広報媒体（広報10月1日号、ホームページ、市民公益活動「まどぶら」など） ・統一活動参加者数95名 ・まちびか市民運動登録団体・市民にグッズの提供を行った	年間登録者100人以上 ・124人（5団体19人、個人105人）	○

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	ア ク シ ョ ン フ ラ ン 案 施 課	迷惑行為防止アクションプラン (第3次)	活動項目(R7年度)	成果指標(R7年度)	達成状況(R7年度) ○:目標達成 ×:目標未達成 一実施してか ず、判定を行って いないもの										
25②	方針2	No.5	ボランティアへの市民等参画の促進	★	迷惑行為防止活動に取り組むボランティアの参加者を増やし、迷惑行為を減らす社会の実現に向け、市民等の参画を促す取組を行っています。								① ポ イ 捨 ◆	② ふ ん ◆	③ 自 動 車 （ 運 転 ） ◆	④ 自 動 車 （ 駐 輪 ） ◆	⑤ 落 書	⑥ ご み 出 ◆	⑦ 雑 草	⑧ 大 声	⑨ 道 路 越 境	⑩ 餌 や り ◆	⑪ 不 法 投 棄 ◆	⑫ 野 外 焼 却 走 行	市民公益活動促進「プラットホーム」で、迷惑行為防止活動を行う団体の登録団体数及び参加者数を増やしていく	迷惑行為防止活動団体を市民公益活動促進「プラットホーム」の団体として登録 ・46団体中26団体が登録 (総登録団体数123団体)	市民公益活動促進「プラットホーム」に登録された活動への参加者数が前年参加者数以上（総数） ・令和7年度43,656名（延べ） 令和6年度37,074名（延べ）	○	
26	方針2	No.6	迷惑行為防止活動を行う団体の活動活性化のための支援	★	ごみのポイ捨てや、犬猫等のふん尿被害などの市民の身近な問題の解決に向け、迷惑行為防止活動を行う団体の取組内容の普及促進や人材の確保など、団体活動活性化のための必要な支援を行います。								① ポ イ 捨 ◆	② ふ ん ◆	③ 自 動 車 （ 運 転 ） ◆	④ 自 動 車 （ 駐 輪 ） ◆	⑤ 落 書	⑥ ご み 出 ◆	⑦ 雑 草	⑧ 大 声	⑨ 道 路 越 境	⑩ 餌 や り ◆	⑪ 不 法 投 棄 ◆	⑫ 野 外 焼 却 走 行	市民公益活動促進「プラットホーム」を活用し、迷惑行為防止活動を行う団体の発信ツールを整備する	市民公益活動促進「プラットホーム」へ団体の活動内容及びPRを掲載 ・PR団体数21団体	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（地域等へのPRに効果的）50%以上 ・95%	○	
31	方針3	No.1	犬のふん放置防止イエローカード活動		犬のふん放置防止策として実施しているイエローカード作戦を継続的に実施してもらうよう取り組みます。								② ふ ん ◆												犬のふん放置防止策として一部の地区で実施している「イエローカード作戦」等を他の地区でも実施してもらい、ふんの放置を減らす	犬のふん放置看板交付枚数が多い地区への案内実施 ・相談箇所はチョークによるマーキング等が適していたため、「イエローカード作戦」ではなくチョークによるマーキングやふん放置禁止啓発用のぼり・看板の設置、区での回覧板による啓発を実施。実施数5件（延べ）	実施中の区から、ふん放置件数が前年以下に減ったという回答を得る ・区と対応を行った箇所について、前年以下に減少1区（1区中）	○	
32	方針3	No.2	自転車利用の街頭指導、警察との協力・連携	◆	自転車の利用について、交通安全指導員の街頭指導のほか、自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和5年4月1日施行）をはじめとした安全運転に関する取組を警察と協力・連携しながら進めていきます。	生活安全課									③ 自 動 車 （ 運 転 ） ◆											警察や大野城市交通安全指導員と連携して、「自転車安全利用五則」に関する周知を徹底し、自転車の交通ルールやマナーを向上させるための啓発活動を行う	街頭啓発活動の実施 ・街頭啓発回数4回（延べ） ・街頭啓発内容 啓発グッズおよびチラシを配布 ・その他活動 広報への掲載回数4回（4/1、7/1、9/15、12/1号：自転車関係）	大野城市の自転車関連交通事故件数91件以下（過年度平均96件から5％減） ・82件 R01：102 R02：78 R03：109 R04：98 R05：92 ※集計は全て暦年	○
33	方針3	No.3	地域防犯ボランティアの巡回パトロール、公園点検等の実施		地域防犯ボランティア団体による巡回パトロールや公園点検等を継続的に実施して、迷惑行為の防止に努めます。	生活安全課									③ 自 動 車 （ 運 転 ） ◆		⑤ 落 書		⑧ 大 声				⑪ 自 動 車 走 行	地域防犯ボランティア団体による巡回パトロールを継続的に実施する	定期巡回パトロールを実施（第2・4金曜日） ・実施回数24回（延べ） ・活動メンバー 警察、消防、地域のパトロール隊、市職員	街頭犯罪認知件数 246件以下（過年度平均259件から5％減） ・353件 R01：297 R02：209 R03：196 R04：266 R05：323 ※集計は全て暦年	×		
34	方針3	No.4	ごみ収集ステーションパトロール、管理会社等関係機関との協力・連携	◆	不法投棄・散乱ごみ監視のため、ごみ収集ステーションをパトロールします。不法投棄・散乱ごみを発見した場合の対応について、管理会社等関係機関との協力体制や連携を強化していきます。	※34 成果 指標 記入	※34 成果 指標 記入										⑥ ご み 出 ◆					⑫ 不 法 投 棄 ◆		不法投棄・散乱ごみ監視のため、市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールする。悪質な不法投棄等は、警察への通報等や、追跡指導を行う	平日に1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施、及び不法投棄多発地区を月2回特別巡回 ・実施回数227回（延べ）（内訳 パトロール203回、特別巡回24回）	家電4品目不法投棄通報件数 14件以下（過年度平均16件から10％減） ・0件 R01：23 R02：17 R03：17 R04：10 R05：9	○		
35	方針3	No.5	路上放置自転車撤去、自転車等置場の整理・管理等の実施		路上放置自転車を適切に撤去していくとともに、自転車等置場内とその周辺の整理、管理を行い、市営自転車等置場の適切な運営を行っています。	建設管理課									④ 自 動 車 （ 駐 輪 ） ◆										広報、ホームページで自転車駐輪マナーについて啓発を行い、路上放置自転車を発見した場合は、警告シールを貼り、一定期間を経過しても放置されている自転車は撤去する	広報への年1回以上の掲載、また、警告シール添付から7日以上放置されている自転車の撤去 ・広報への掲載 1回（8/1号）	撤去自転車数55台（過年度平均）以下 ・56台 R01：84 R02：55 R03：31 R04：55 R05：50	×	

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	アクションプラン	実施課	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	迷惑行為防止アクションプラン(第3次)	活動項目(R7年度)	成果指標(R7年度)	達成状況(R7年度) ○:目標達成 ×:目標未達成 ※:実施してはいるが、判定を行っていないもの					
36	方針3	No.6	道路等巡回パトロール		生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように巡回パトロールを行い、はみ出している場合はせん定依頼を行います。		建設管理課									⑨ 道路越境				生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように、適切に管理してもらうよう取り組む	巡回パトロールや通報により判明した樹木等のはみ出し個所の所有者、管理者へのせん定依頼の実施 ・パトロール回数40回（延べ） ・せん定依頼数20件（延べ）	樹木等のはみ出しの苦情に基づいて指導を行ったもののうち、所有者が対応を行うなどして処理が完了した件数の割合が7割以上) ・処理完了割合85% 処理完了17件(せん定依頼20件中)	○					
37	方針3	No.7	あき地パトロール		あき地のパトロール等を実施し、管理不良のあき地所有者への指導等を行い、安全で景観の良い街並みを維持します。		生活安全課							⑦ 雑草						市内のあき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂していることを発見した場合は、適切に管理をしてもらうよう取り組む	把握後のあき地の所有者、管理者に対して通知者に対して通知 ・通知件数37件（延べ） ※相談件数40件	所有者等に連絡が取れ、雑草等の処置が完了又は処置中の割合が7割以上 ・完了及び処置中の割合76% ※通知件数 37件 (内訳) 処置完了 23件 処置中 5件※業者依頼中など 未処理 6件 通知不可 3件※連絡不通など	○					
38	方針3	No.8	迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会の実施	★	迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会等を実施し、迷惑行為防止活動の円滑な実施に向けた必要な支援を行っています。	迷惑行為防止活動推進地区団体						① ボイ捨て ◆	② ふん ◆	③ 自転車（運転） ◆	④ 自転車（駐輪） ◆	⑤ 落書き	⑥ ごみ出し ◆	⑦ 雑草	⑧ 大声	⑨ 道路越境	⑩ 餌やり ◆	⑪ 不法投棄 ◆	⑫ 野外焼却	⑬ 自動車走行	迷惑行為防止活動を行う団体が効果的な活動を実施できるよう、各団体間の情報交換を支援する	迷惑行為防止活動を行う団体同士の情報交換会の実施 ・情報交換回数2回 (迷惑行為防止活動推進地区団体、地域猫団体) ・参加団体数24団体（延べ）	情報交換会アンケート「参考となった」割合50%以上 ・83%	○
41	方針4	No.1	フン放置禁止看板の配布・設置		犬のふんの放置で迷惑している市民に、ふん放置禁止看板を無料で配布し、設置を推進していきます。	迷惑行為防止活動推進地区団体						② ふん ◆								犬のふんの放置で迷惑している市民に、ふん放置禁止看板の無料配布を行う	ふん放置禁止看板の希望者への配布 ・申請数28件 ・配布枚数51枚	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（ふん放置状況が前年以上改善）75%以上 ・91%	○					
42	方針4	No.2	自転車安全利用の掲示物等設置		自転車利用者のマナーアップのため、各公共施設等の駐輪場等に、自転車安全利用に関する掲示物等の設置を行います。	迷惑行為防止活動推進地区団体	生活安全課	建設管理課				⑬ 自転車（運転） ◆	⑭ 自転車（駐輪） ◆							各公共施設等の駐輪場等で、自転車利用に関する啓発掲示物等を設置する	自転車の利用マナー・安全運転掲示物設置の実施 ・設置箇所数 23箇所 ・設置場所 市内駐輪場、市内小中学校、筑紫中央高校 ・掲示物 ミニ横断幕	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（自転車マナーが前年以上改善）75%以上 ・89%	○					
43	方針4	No.3	不法投棄禁止看板設置、監視カメラ試行設置	◆	家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に、不法投棄禁止看板を設置します。併せて、監視カメラの試行設置等を行っています。	迷惑行為防止活動推進地区団体	※ 43 成果指標記入	※ 43 成果指標記入										⑭ 不法投棄 ◆		市内を巡回し、家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に「不法投棄禁止看板」や監視カメラを設置する	不法投棄多発地域に、不法投棄禁止看板又は監視カメラの設置 ・不法投棄看板設置数1箇所	不法投棄発生件数38件以下（過年度平均42件から約10%減） ・42件（12+28+2） R01：15+1+23＝ 39 R02：7+7+17＝ 31 R03：12+14+17＝ 43 R04：12+27+10＝ 49 R05：12+24+9＝ 45 【建管】＋【公園】＋【循環】	×					
44	方針4	No.4	自転車放置禁止区域の指定	◆	西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺の土地において、駐輪場の整備と併せて、遅滞なく自転車の放置禁止区域の範囲を決定して指定を行います。	迷惑行為防止活動推進地区団体	建設管理課			都市計画課										西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺で、自転車の放置禁止区域の範囲を検討後、必要な手続き、整備を経て、自転車の放置禁止区域の指定を行う	自転車放置禁止区域について、令和6～7年度にかけ指定範囲の検討、令和8年度にその他関連条例の改正、禁止区域の整備施工を実施 ・令和7年度：対象地域の検討を実施	令和8年度に自転車の放置禁止区域の指定完了	—					